

【資料 1】

羽曳野市地域密着基盤整備推進委員会への諮問について

諮問事項

・指定介護予防支援事業者の指定をすることについての意見聴取

羽曳野市西圏域地域包括支援センターの設置者から提出された指定介護予防支援事業者の指定申請について、指定基準省令及び条例に基づく審査を経て指定することについて意見を伺います。

○諮問対象事業者

事業予定者（法人名）	医療法人はあとふる
サービスの種類	指定介護予防支援
事業開始予定日	令和4年4月1日
事業所開設予定地	羽曳野市榎山100番地の1
日常生活圏域	西圏域

※指定基準省令：指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

※条例：羽曳野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成30年3月28日羽曳野市条例第12号）

（参考）諮問の法的根拠

介護保険法（抄）

（指定介護予防支援事業者の指定）

第115条の22 1～3略

4 市町村長は、第58条第1項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

羽曳野市高年いきいき条例（抄）

（介護保険等推進協議会）

第14条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する市長の附属機関として、羽曳野市介護保険等推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 15 条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(3) 略

(4) 介護保険法第 115 条の 22 第 4 項の規定に基づく審議及び意見具申

羽曳野市介護保険等推進協議会規則 (抄)

(委員会)

第 7 条 協議会に次の各号に掲げる委員会 (以下「委員会」という。) を置き、それぞれ当該各号に定める事務を所掌させる。

(1) 略

(2) 羽曳野市地域密着基盤整備推進委員会 条例第 15 条第 3 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる事務